

議案第4号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(幸手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第1条 幸手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(幸手市市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 幸手市市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第3号及び第4号並びに第5条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(幸手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 幸手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(幸手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 幸手市職員の給与に関する条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の5第3号及び第4号並びに第17条の6第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部改正)

第5条 幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成16年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条及び第24条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(幸手市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 幸手市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

令和7年2月19日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、関係する条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。